

# 居住者、非居住者とは

「外国為替法令の解釈及び運用について(昭和 55 年蔵国第 4672 号)」より

## 居住者

### 日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

### 外国人の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6月以上経過している者  
(例:来日6ヶ月以上経過した留学生等)

### 法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③日本の在外公館

## 非居住者

### 日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③返に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

### 外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府または国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官または領事官及びこれらの随員または使用人(ただし、外国において任命または雇用された者に限る)  
(例:来日6ヶ月未満の留学生等)

### 法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

注)家族の取扱い

居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が、専ら当該居住者又は非居住者に負担されている家族の居住性は、当該居住者又は非居住者の居住性に従うものとする。